

令和 8 年度の保険料につきましては、7 月に個別にお知らせします。

## 保険料の計算方法

【お問合せ先】役場住民課保険グループ TEL 32-2410

### ①基礎賦課額（以下「医療分」）

<p><b>均等割</b> (1人当たりの保険料) 59,963 円</p>	+	<p><b>所得割</b> (本人の所得に応じた額) (令和 7 年中の所得 - 最大 43 万円) × 11.61%</p>	=	<p>医療分算出保険料 【限度額 85 万円】 (100 円未満切捨)</p>
--	---	---	---	---

### ②子ども・子育て支援納付金賦課額（以下「子ども分」）

<p><b>均等割</b> (1人当たりの保険料) 1,364 円</p>	+	<p><b>所得割</b> (本人の所得に応じた額) (令和 7 年中の所得 - 最大 43 万円) × 0.28%</p>	=	<p>子ども分算出保険料 【限度額 2 万 1 千円】 (100 円未満切捨)</p>
---	---	--	---	---

||

○1 年間の保険料の上限額は、医療分 85 万円、子ども分 2 万 1 千円の計 8 万 7 千 1 千円になります。

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

**令和 8 年度年間保険料**

### 令和 8 年度から

#### 【子ども・子育て支援納付金】が追加されます

この制度は、全ての世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支えるものです。

子どもたちは将来、社会保障制度の担い手となることから、子どもの育ちを支える支援金制度は全ての方にとってメリットとなります。令和 8 年 4 月から「医療分」と併せて徴収されます。詳しくは上記の《保険料の計算方法》をご覧ください。

### ～保険料の軽減～

#### ①均等割の軽減

- ・軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- ・被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- ・昭和 36 年 1 月 1 日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに 1 5 万円を引いた額で判定します。

#### ②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から 2 年を経過していない期間のみ、均等割が 5 割軽減となります。

## 保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金からのお支払い」となります。口座振替を希望される方は役場住民課保険グループにお問い合わせください。右記のいずれかに当てはまる方は、「年金からのお支払い」ができないため、「納付書」か「口座振替」にて納めてください。

- ・介護保険料が年金から引かれていない方（年金額が年額 18 万円未満の方）
- ・介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金の受給額の半分以上を超える方
- ・新たに制度に加入された方の半年の期間

## 保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は住民課保険グループへご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、そのほか特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

## ジェネリック医薬品の利用について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。薬によって異なりますが、新薬より 3 割以上、中には 5 割以上安くなるものもあります。処方希望される方は、医師や薬剤師にご相談してください。